

## 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2008年5月8日発表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日とりまとめ、公表した2008年版不公正貿易報告書は、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、広範にわたる指摘を行っている。

経済産業省として、指摘された事項についてWTOの関連するメカニズム、二国間の対話その他あらゆる手段を使い、あらゆる機会をとらえその改善を図っていく。(参考1)の「最近の取組方針掲載案件に係る取組状況」にあるとおり、産業界と政府の一体となった努力が功を奏し、昨年一年間、様々な案件で顕著な改善が見られた。しかし、その一方でアンチ・ダンピング措置に関するゼロイングの使用など我が国にとって主要な懸念事項が依然未解決のまま横たわっているのが今日の状況である。

また、今回の報告書では、対中国貿易量の拡大を反映し、中国が初めて第1章で扱われている。相互依存が更に深まりつつある中国を含むアジア各国・地域との間において、かつて我が国が欧米との関係で経験した無用な政治的摩擦を繰り広げることなく、公平・客観的に問題を解決していくことが重要である。中国のWTO加盟以来、多くの問題が改善されてきており、かかる道筋は既に明確になっているが、残された問題、新しい問題についても、経済産業省として引き続きこの方針に基づき解決を求めていく。

かかる現状を踏まえつつ、経済産業省が、今後の通商政策を進めていく上で、当面の優先度が高いと考えられる事項及びその取組方針は、以下のとおりである。

なお、EPAに設けられた新しい対話の枠組が問題解決に有効性を発揮しつつあるが、このように解決のための手段を多層的に充実させることも、個別問題への対応と同様、重要な課題であり、引き続き取り組んでいく。

### 1. WTO勧告の早期履行を求めていくもの

米国をめぐる下記案件については、我が国がWTO紛争解決手続に付託した結果、我が国の主張を全面的に認め、米国に改善を求めるWTO紛争解決機関勧告が採択されている。今後とも、米国に対して、WTO勧告の早期完全履行及びWTO勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

#### ○ 米国

- ・ バード修正条項に基づく分配の停止
- ・ 熱延鋼板へのアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行
- ・ 1916年アンチ・ダンピング法の適用に関する米国国内訴訟への適切な対応

## 2. 既に WTO 紛争解決手続に付託されているもの

中国、米国をめぐる下記案件については、既に WTO 紛争解決手続に付託され、我が国も当事国又は第三国として参加している。これらの案件については、他の参加国とも連携しつつ、WTO の枠組みや二国間協議の場を通じて、制度の改善等を求めていく。とりわけ、ゼロイングについては、WTO 紛争解決手続と並行して DDA ルール交渉においても、その廃止を明確にするよう全力を傾注していく。

- 中国
  - ・自動車部品への関税賦課の是正
  - ・知的財産権の十分な保護
- 米国
  - ・ゼロイングの廃止

## 3. WTO 紛争解決手続には付託されていないが、引き続き問題解決を図っていくもの

中国、EUをめぐる下記案件については、まだ WTO 紛争解決手続には付託されていないが、今後とも WTO の枠組みや二国間協議の場を通じて問題解決を図っていく。

- 中国
  - ・アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善
- EU
  - ・情報技術協定対象製品への関税賦課の是正
- アジア各国
  - ・知的財産権の十分な保護

(参考) 昨年の優先取組方針掲載案件に係る取組状況

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中国	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	2007年9月の知的財産権保護に関する官民合同ミッションの派遣や、同年9月の中国専利法改正調査団との意見交換等により、制度改善の要請と協力の両面から取組みを実施。2007年4月に刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げがなされた。同年9月、刑事訴追基準等の問題について、米国の要請に基づいてパネルが設置。我が国も同パネルに第三国として参加。2008年4月に第1回口頭聴聞が開催された。
	完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正	2006年10月、米国、EU、カナダの要請に基づいてパネルが設置。我が国も、同パネルに第三国として参加。2008年5月頃にパネル報告書が公表される予定。
	アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善	2006年4月の経済産業省と商務部の定期協議及び2007年10月のAD委員会における中国TRM（経過審査メカニズム）等で提起した他、個別事案に関する政府意見書の提出や関係当局との意見交換を通じ、個別案件の問題点を伝えるとともに中国がWTO協定整合的に制度を運用するよう申し入れ。
	補助金制度の透明かつWTO協定整合的な運用・改善	2006年10月のWTO補助金委員会等において提起。2007年8月、輸出補助金等の問題について、米国及びメキシコの要請に基づいてパネルが設置。我が国も、同パネルに第三国として参加。同年11月、中国が問題とされた補助金を撤廃する旨の合意が当事国間で成立したため、パネル手続は中断。
米国	バード修正条項に基づく分配の停止	我が国は、2005年9月、米国に対する対抗措置を発動。こうした動きを踏まえ米国は2006年2月に同条項を廃止。ただし、経過規定により分配が当面継続するため、我が国からは分配停止を申入れるとともに、同年8月及び2007年8月に対抗措置をそれぞれ1年間延長。
	ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行	2007年1月、我が国の主張を全面的に認め、ゼロイングはAD手続全体を通じてWTO協定違反であるとする上級委員会報告が発出・採択。是正勧告の履行期限は同年12月24日であったが、履行内容が不十分であったため、2008年1月、我が国はWTOに対抗措置の承認申請を実施。同年3月、米国との間で今後の手続の進め方について合意し、4月7日に履行確認パネルの設置を要請。同18日に同パネル設置。
	日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行	未履行部分の勧告実施のための法案は、2006年末の米国第109議会閉会により、審議未了のまま廃案。米国政府は2007年1月、本件に新議会で取り組む意思を表明。我が国は、同年10月の日米規制改革イニシアティブにおいて勧告の早期履行を申し入れ。
	1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応	2006年8月、我が国は、損害回復法に係る訴訟差止の仮命令の破棄を求めるアミカス・ブリーフを米国連邦控訴裁判所に提出。2007年6月、同控訴裁判所は、我が国の主張を受け入れ、仮訴訟差止命令を破棄する判決を下した。敗訴した米国企業は米国連邦最高裁に上告し、現在、最高裁が上告を受理するかどうかを審理中。
EU	情報技術協定対象製品への関税賦課の是正	2007年1月の甘利経済産業大臣とマンデルソン欧州委員との会談等、累次の協議を実施。
	化学品及び電気・電子機器に係る各種規制の明確性・統一性の確保	化学品規制 (REACH) については、日EU規制改革対話等の結果、一物質登録等を盛り込んだ規制案を、2006年12月にEU理事会で採択し、2007年6月に施行。電気・電子機器に係る2指令 (WEEE, RoHS) については、同対話等の結果、欧州委員会が明瞭化のためのFAQや施行ガイダンス文書を公表。
アジア各国・地域 (注)	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請するとともに、各国・地域における関係機関の人材育成を支援。

(注) アジア各国・地域: ASEAN、韓国、台湾、香港、インド

## 「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」 に掲げた個別貿易政策・措置の動き

### <中国>

#### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

中国においては、WTO加盟を契機に模倣品・海賊版対策に係る一連の法改正を行っているが、依然として法制度整備や運用が不十分であるとともに、関連の審査手続が迅速に行われぬ等、権利者の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、刑事訴追基準等を論点とする米国の「知的財産権の保護と執行に関する措置」に係る中国へのWTO協議・パネルへの第三国参加（協議要請：2007年4月、協議同年6月、パネル設置：同年9月）、2007年9月の知的財産権保護に関する官民合同ミッション派遣等、二国間及び多国間の様々な機会及び枠組みを通じて、国内法制の整備及びその適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締強化等を要請してきた。

また、中国の税関、警察、裁判所、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成を支援するとともに、中国の行政・司法機関における法制度整備等の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。

さらに、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応に加えて、業界単位での中国政府・業界との意見交換等、民間ベースでの各種活動に対する支援も行ってきた。さらに、日系企業の被害状況及び中国における関係当局の取締実態を把握することを目的としたアンケート調査等も実施している。

しかし、中国では、知的財産権の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見受けられる、刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げが行われる等、一部に進展は見られるものの、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も甚大であり、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を求めていく。

#### 完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正

2004年6月に公布された自動車産業発展政策において、自動車製品の中国における生産能力を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えていると認定される場合（①ノックダウン部品、②特定の組立部品（車体、エンジン等）の組合せ、③輸入部品価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合）、自動車部品の関税率（10%）ではなく、完成車の関税率（25%）が適用される制度（完成車特徴認定制度）が導入され、一部施行された。上記③の基準に達した輸入部品に対しては、2006年7月1日から施行予定であったが、2年間延期する旨の公告が同月に中国政府から発表された。

我が国は、本件について2006年5月、6月に二国間非公式協議を実施したものの、中国側は「WTO協定違反に該当するとは考えていない」旨を回答するのみに止まった。その他、日中経済パートナーシップ協議（同年7月、12月）、WTO市場アクセス委員会（同年10月）及びWTO物品理事会（同年11月）といった各機会においても懸念を表明してきたが、中国から具体的な回答は得られなかった。

なお、本件については、2006年3月から4月にかけて、米国、EU及びカナダが、中国

に対してWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年5月に同協議が開催された。我が国も第三国として参加したものの、同協議では当事国間の見解の相違は埋まらなかった。このため、同年10月に開催された紛争解決機関会合において、上記3カ国・地域からの要請に基づいてパネルが設置され、我が国は改めて第三国として参加している。パネル報告書は2008年5月頃に公表される見込みであり、我が国は同報告書の内容につき注視しているところである。

### アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善

中国は、2001年12月のWTO加盟時から2007年12月までの間に既に118件（我が国産品が対象に含まれる案件はそのうち26件）ものAD調査を開始しており、加盟前に比してその数が急増している。中国では、それらAD措置を発動するための調査にあたり、一般的に次の事項を含む様々な問題がある。

- ① 申請書の内容を十分精査することなく、調査開始の決定を行っていること。
- ② 損害認定にかかる判断の根拠となる指標の分析が明確でなく、ダンピングと損害の因果関係（とりわけ他の要因による影響の分離・区別）について客観的な検討に基づく十分な根拠が示されていないこと。
- ③ デミニマス・マージンであるためダンピング輸入に該当しないはずの輸入を含めて、損害認定を行っていること。
- ④ ファクツ・アベイラブルを用いる際には利害関係者に対し不採用となった理由を示す必要があるところ、不採用の理由を通知せず、またコメントの機会を付与していないこと。
- ⑤ 応訴登記をした者に対してのみ質問状を発送して個別のダンピング・マージンを認定しているが、その他の者に対しては、一律に数十～100%以上とする不当なマージンを課していること。

我が国は、2006年4月の経済産業省と商務部の定期協議及び2007年10月のAD委員会における中国TRM(経過的審査メカニズム)等において改善を要請するとともに、WTO協定と整合的でない手続及び個別案件における不適切と思われる運用については、随時、調査当局に対し政府意見書を提出する他、調査当局との間で協議を実施する等の対応をとってきたところである。

このような我が国からの指摘事項に対し改善がみられた事例（上記③に係る改善）もあるところ、引き続き、中国調査当局に対しWTO協定整合的に制度を設計するとともに、我が国企業の意見・要望を踏まえつつ調査が適切に実施されるよう、強く働きかけていく。

### 補助金制度の透明かつWTO協定整合的な運用・改善

中国は、2001年のWTO加盟時に、自国が交付・維持している補助金を補助金協定に基づきWTOに通報すること、補助金協定第3条で禁止されている輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を加盟と同時に撤廃することを約束した。

同国は、2006年4月になって初めて補助金通報を行ったが、本通報には、加盟時に撤廃を約束した輸出補助金や国内産品優先使用補助金に該当する疑いがある補助金が含まれていた。

補助金通報に対する中国の努力自体は基本的に評価できるが、WTO協定整合性に疑義がある措置が存在していることに懸念があるため、我が国はWTO補助金委員会及び二国間協議において、通報された補助金について補助金協定整合性等の観点からの質



問や禁止補助金撤廃の状況等についての質問を行い、中国側の回答を求めてきた。しかし、これまでのところ、中国は十分な回答を提供しておらず、中国の補助金制度の不透明性は依然として解消していない。

こうした中、2007年2月に米国及びメキシコが、中国の補助金制度の中に輸出補助金や国内産品優先使用補助金が含まれているとして、中国に対しWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した。我が国は、中国の補助金に関する制度及び運用の状況についてより明確な説明と情報提供を得るため、同年3月及び6月に行われたWTO協定に基づく当事国協議に第三国参加を行った。中国は、米国及びメキシコの協議要請後に、今回問題となった補助金制度の一部を廃止するとともに、外資優遇税制を見直す方向での税制関連法令の整備を行ったが、解決には至らず、同年8月、米国及びメキシコの要請によりパネルが設置された（我が国の他、EC、カナダ、豪州、チリ、トルコ及び台湾が第三国参加を表明。）。その後、中国が2008年1月1日までに問題となった補助金を撤廃するとの合意が当事国間で成立し、パネルの審理は中断された。

我が国としては、当事国間合意により本問題の解決が図られたことを評価する一方、今後とも中国の補助金制度が透明性を持ちWTO補助金協定に整合的に運用されるよう、注視していく。

## <米 国>

### バード修正条項に基づく分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930年関税法修正条項）は、アンチ・ダンピング（AD）措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及びEUを含む計11ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003年1月上級委員会においてWTO協定違反であるとの判断が示され、是正の勧告がなされた。しかし、米国による同条項の改廃が行われないうまま2003年12月の履行期限を徒過したため、2004年11月、我が国及びEU等7ヶ国・地域は対抗措置発動に係る承認を受けた。翌2005年5月にEU及びカナダが、8月にメキシコが、9月に日本が対抗措置を発動した。

2006年2月8日、米国において、バード修正条項を廃止する旨の規定を含む2005年赤字削減法が、ブッシュ大統領の署名により成立した。形式上、バード修正条項の廃止がなされたものの、同法には2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められており、実際には、分配が今後も一定期間継続されることとなっている。

バード修正条項廃止は、これまでの我が国の求めに沿うものであり、大きな前進として歓迎するが、経過規定により分配が継続されるため、依然としてWTO協定違反の状態が継続するとともに、不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。かかる状況を踏まえ、我が国の対抗措置の期限は2006年8月末とされていたところ、措置を一年間延長する政令を同月に公布した。しかし、その後も米国において分配停止へ向けた動きは見られなかったことから2007年8月、対抗措置をさらに一年間延長する政令を公布した。

2007年12月には、経過規定に基づき2007年度の分配が行われたところ、日本の産品に係る分配額は2291万ドル（約27.3億円。昨年より約52.3億円減少。）、日本分を含む分配総額は約2億6200万ドルであった。

我が国は、2007年1月の甘利経済産業大臣とシュワブ USTR 代表との会談をはじめ、

日米規制改革イニシアティブや WTO 紛争解決機関会合の場において、経過規定に基づく分配の停止を求めてきたところである。

今後も引き続き他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し、速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く働きかけて行く。

### ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行

米国は、アンチ・ダンピング (AD) 手続において、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、もって産品全体のダンピング値幅を人為的に高く算出する方法 (ゼロイング) を適用し、AD 税率を不当に引き上げている。ゼロイングによるダンピング値幅の算定手法は、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

そのため、我が国は、2004 年 11 月に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、米国による AD 措置の個別ケースに対するゼロイングの適用 (as applied) に加え、米国のゼロイング制度それ自体 (as such) が WTO 協定に違反する旨の主張を行った。2007 年 1 月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。我が国は、2007 年 2 月、経済産業省から米国通商代表部及び商務省の次官級に対して、履行すべき内容のリクエストを送付したほか、EC 等とも連携しつつ、米国との間で履行のための協議を継続してきた。しかしながら、是正勧告の履行期限 (同年 12 月 24 日) までに、米国が十分な履行措置を採らなかったため、我が国は、2008 年 1 月 10 日、対抗措置発動の権利を留保する目的で、WTO に対し対抗措置承認申請を行った。その後、米国は DSB 会合において、実際には勧告の一部についてしか履行措置を採っていないにもかかわらず、他の点についても勧告を履行したと強弁したため、同年 3 月 10 日に、日米間で今後の手続の段取りについて合意するとともに、4 月 7 日には、米国が十分な履行措置を実施していないことの確認を求めて、履行確認パネルの設置要請を行った。同パネルは同月 18 日に設置され、今後パネル審査が行われる予定である。

引き続き我が国は、米国に対し、紛争解決手続と DDA ルール交渉の 2 つのトラックで、ゼロイングの廃止を求めていく方針である。

### 日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行

米国が 1999 年 6 月に決定した日本製熱延鋼板に対する AD 措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等が WTO 協定違反であるとの判断が示され、2001 年 8 月に違反が確定、是正勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限 (2002 年 11 月) までに、上記勧告のうち、関連する米国内法の改正を含むもの等について履行ができず、その後 3 度にわたり履行期限の延長を行った。2005 年 5 月には勧告実施のための法案 (H. R. 2473) が議会に提出されたが、同年 7 月末の履行期限までに成立する見通しは立っていなかった。同年 7 月 7 日、我が国は、本件履行に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないが、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで米国と合意した。

しかし、2006 年 12 月の日米規制改革イニシアティブ等における我が国からの履行要請にも拘らず、勧告実施法案は同年末の第 109 議会閉会により審議未了のまま廃案となった。そのため、2007 年 1 月に改めて甘利経済産業大臣からシュワブ USTR 代表

に対して早期履行を求め、米国政府は同月の WTO 紛争解決機関 (DSB) 会合において、今後新議会とともに本件に取り組む旨の意思表示を行った。しかし、その後の DSB 会合や 2007 年 10 月の日米規制改革イニシアティブにおける我が国からの累次の要請にも拘らず、これまで米国による勧告の完全な履行は行われていない。

我が国としては、今後とも DSB 会合や日米規制改革イニシアティブ等の二国間協議の場を通じて、米国に一刻も早い勧告履行を働きかけていく。

### 1916年アンチ・ダンピング法に係る及び損害回復法を無効化する措置への対応

1916年歳入法第 801 条では、米国内産業に被害を与える意図を持ってダンピング輸入又は販売した者に対して懲役刑や罰金刑等の刑事罰を科し、更にダンピングの被害者に被害額の 3 倍の損害賠償を認める旨規定されていた (1916 年アンチ・ダンピング (AD) 法)。

1999 年、我が国及び EU は、本法所定のダンピングに対する救済措置が、GATT 及び AD 協定で許容されている AD 税ではなく 3 倍賠償である点等が WTO 協定違反にあたるとして米国を提訴した。2000 年 9 月の WTO 紛争解決機関において、我が国及び EU の主張をほぼ全面的に認める内容のパネル・上級委員会報告書が採択され、同法の WTO 協定違反が確定した。しかし、米国は同法の改廃等の是正措置を何ら講じないまま 2001 年 12 月末の履行期限を徒過した。

2004 年 5 月、新聞輪転機の輸入に対して提起された同法に基づく損害賠償請求訴訟において、米国連邦地方裁判所が我が国企業に約 40 億円相当の損害賠償を命じる判決を下したことを受け、我が国は 1916 年 AD 法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法案 (損害回復法) を制定し、同年 12 月 8 日に施行された。

他方、同年 10 月、「関税関連一括法案」に 1916 年 AD 法の廃止条項を追加する法案が提出され、両院にて可決の後、同年 12 月 3 日に大統領署名がなされ、これによって 1916 年 AD 法は廃止された。しかし、廃止法には、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力は及ばない旨の祖父条項が設けられていたため、新聞輪転機の輸入に係る訴訟は継続し、2006 年 6 月、我が国企業の敗訴が確定し、多額の賠償金の支払いを余儀なくされた。

さらに、原告たる米国企業は、上記判決の確定後、勝訴により得た利益を保全するため、米国連邦地方裁判所に対し、当該我が国企業が日本国内において損害回復法に基づく訴訟を提起することの差止めを求める申立てを行った。これを受け、2006 年 6 月、同連邦地方裁判所は、我が国企業に対し、損害回復法に基づく提訴を暫定的に禁止する命令 (仮訴訟差止命令) を発付した。我が国企業は、これを不服として米国連邦控訴裁判所に控訴した。日本政府は、2006 年 8 月、同差止命令は国際法違反の措置により被った私人の損害に対して我が国が提供した救済措置を無効化するものであり、国際礼讓の観点からも回避すべきであること等を根拠に、仮訴訟差止命令を破棄すべき旨を主張するアミカス・ブリーフを同控訴裁判所に提出した。

2007 年 6 月、米国連邦控訴裁判所は、我が国のアミカス・ブリーフにおける主張を受け入れ、米国連邦地方裁判所による仮訴訟差止命令を破棄するとともに、同地方裁判所に対して本差止命令に係る米国企業の申立てを棄却するよう求める判決を下した。これを受けて、同年 8 月、米国連邦地方裁判所は米国企業の申立てを正式に棄却した。

我が国としては、我が国の主権的行為及び我が国企業が有する裁判を受ける正当な



権利を阻害しないよう、訴訟差止命令の破棄を求めてきたところであり、上記の破棄判決は適切なものと評価する。他方、原告たる米国企業が米国連邦最高裁判所へ上訴し、現在、最高裁判所が上告を受理するかどうか審理中であることから、引き続き動向を注視し然るべく対応をとっていく。

## < E U >

### 情報技術協定対象製品への関税賦課の是正

EU では、コンピュータ、同関連機器、半導体といった WTO・ITA (Information Technology Agreement : 情報技術協定) の対象製品が無税とされる一方、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。近年、これらの製品の技術的融合が進む中で、ITA の対象製品が恣意的な関税分類の変更により課税され、また課税が検討される事態が生じている。

IT 分野は技術進歩の速い分野であることから、ITA は「各国の貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべき」(ITA 宣言パラ 1) と定め、また、技術進歩等に伴う品目追加についてはコンセンサスで合意することを規定するなど、設立当初から技術進歩に対応する必要性を織り込んでいた。しかし、EU において現在生じている問題は、技術進歩によって多機能化・高度化した故に ITA 対象外とされるというものであり、我が国は、ITA 本来の趣旨やこれまでの成果に反しかねないと懸念している。

本問題については、2007 年 1 月に甘利経済産業大臣がマンデルソン欧州委員(貿易担当)に解決を要請したほか、経済産業省と欧州委員会貿易総局と間で次官級の協議を累次行う等、解決に向けハイレベルでの協議を行ってきた。今後も引き続き、二国間交渉や WTO・ITA 委員会等のあらゆる機会において問題提起を行うとともに、同様の問題意識を有する米国とも協調しつつ、解決に向けた取組みを継続していく。

### 化学品及び電気・電子機器に係る各種規制の明確性・統一性の確保

EU では、①化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする化学品規制である REACH、②電気・電子機器廃棄物の発生予防に加え、廃棄物処理削減のために、廃棄物の再使用、リサイクルあるいはその他の形での再利用を目指す WEEE 指令、③電気・電子機器中の有害物質の使用制限に関する法規を加盟国間で接近させ、人の健康の保護を目指すことを目的とした RoHS 指令等、化学品及び電気・電子機器に係る各種規制が次々と施行されている。

我が国は、それぞれの規制目的については理解するものの、運用次第では貿易制限的な措置となる可能性があるとの懸念から、WTO・TBT 委員会や日 EU 規制改革対話等の機会を捉えて規制案の修正、加盟国間における運用の統一、規制対象の明確化等を求めてきた。

その結果、2007 年 6 月 1 日に発効した REACH には一物質一登録の考え方や届出対象物質のリスト化が盛り込まれるなど、大きな改善が見られた。現在、欧州委員会は REACH の運用に関するガイドラインの作成を行っているところであるが、我が国としては、当該ガイドラインが実行可能かつ明確な内容になるよう、また域外企業にとって不利な内容とならぬよう、2007 年 3 月、7 月及び 11 月の WTO・TBT 委員会、同年 3

月及び12月の日・EU規制改革対話、同年5月の日EU環境高級事務レベル会合等の場を通じて働きかけを行っているところである。

また、WEEE及びRoHSについても、欧州委員会はFAQを2005年5月に公表し、RoHSについては2006年5月に法的拘束力のない施行ガイダンス文書も出されたが、内容的にはまだ不明確な部分が多い。我が国は、改めて2007年3月及び12月の日EU規制改革対話において改めて善処を求めたところである。

今後とも、各制度がTBT協定が禁止する必要以上に貿易制限的なものとならないよう、明確かつ統一的な運用を促していく。

<アジア各国・地域（ASEAN、韓国、台湾、香港、インド）>

#### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

アジア各国・地域においては、知的財産権保護の必要性が高まりつつあるが、法制度や運用等において改善すべき点は多く、権利者の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、APEC、WIPO、WTO等の多国間や各国とのEPA、インドへの官民合同ミッションの派遣等の二国間の様々な機会及び枠組みを通じて、各国・地域における法制度の適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締の強化等を要請してきた。

また、現地の税関、警察、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組みを行っている。

ASEAN諸国は不正商品の流通国となっている事例が多いことから、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進する必要がある。2007年6月のAPEC・IPEGでは、我が国が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意される等、我が国は知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導している。

また、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応を行っている。

しかし、アジア各国・地域では、不正商品の製造及び流通等、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も大きく、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用に係る情報の提供等を求めていく。

以 上